

子ども手当や生活保護などでの地方との協議に対する 指定都市市長会の緊急意見（案）

昨今の少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、核家族化の進行などにより、社会保障サービスに対する住民の需要は多様化し、社会保障制度を支える基礎自治体、とりわけ人口の集中する指定都市の役割はますます高まっている。

このような中、子ども手当の財源については、全額国庫負担という考え方が示されていたため、全国の地方公共団体においても、地方に負担を転嫁することなく、国の責任においてその費用の全額を負担することを要望してきたが、未だに地方負担が継続されている状況にある。

また、生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていないことから、社会経済情勢の変化に対応できておらず制度疲労を起こしている。

こうしたことから、国においては、子ども手当や生活保護など社会保障制度の見直し検討を行っているところであるが、「国と地方の協議の場」が法により制度化されたものの、基礎自治体に大きな影響を及ぼす子ども手当への所得制限の導入などについて、実質的にサービスの提供者となる基礎自治体の意見を十分に反映することなく検討が進められている。

国の各種制度の検討段階において、指定都市を始めとして現場をよく知る基礎自治体の意見が実質的に反映されるよう、求めるものである。

平成23年 月 日
指定都市市長会